

平成28年度 豊肥保健所行動計画（全体図）

I-① 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」

- ・小規模事業所への健康づくり支援体制の構築を目指し、市や関係機関等と協働した取組を進めます。
- ・「健康経営」に取り組む事業所や、働き盛り世代の健康づくりを支援します。
- ・「うま塩」の普及啓発や、高校生への食育体験講座等、食を通じた健康づくりを推進します。

I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携」

- ・管内各市における在宅医療・介護連携推進事業の取り組みを支援するとともに、広域連携・調整の場を設置します。
- ・入退院時に係る医療と介護の情報共有ルールを定着させ、医療と介護のさらなる連携強化を目指します。
- ・在宅医療・介護連携の推進に携わる関係職員が最新知識や技術を習得できるよう、ニーズに応じた研修会を開催します。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

- ・関係機関と連携し、健康危機事案の発生を想定したシミュレーションや連絡会議を開催します。
- ・地域住民、病院、社会福祉施設等を対象にした感染症対策研修会（結核や感染性胃腸炎等）を開催し、感染症対策を強化します。
- ・食品製造業者、飲食店等に対する衛生管理の指導を行い、食品による健康被害の防止対策を行います。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ・環境保全活動を行う団体のネットワークを拡充し、地域活性化につながる環境保全活動を促進します。
- ・学校や職場等、地域の様々な場において専門家による環境教育を推進します。
- ・生活排水や事業場排水の監視・指導を行うとともに、流域住民による河川保全活動への支援を行います。

I 健康寿命日本一に向けた取組

①健康づくりの推進

現状と課題

・豊肥管内のお達者年齢(健康寿命)は、竹田市男性78.43歳、竹田市女性83.03歳、豊後大野市男性78.23歳、豊後大野市女性82.91歳であり、大分県(男性78.58歳、女性83.52歳)に比べ短い現状にある。健康寿命延伸のためには、青壮年期からの健康づくりが重要である。

(資料:大分県健康指標計算システム 平成22年~26年統計)

(1)小規模事業所の健康づくり

・小規模事業所が8割以上を占める豊肥圏域の事業所へ平成27年度に実施した「小規模事業所の健康づくりの実態調査」結果から、「独自に健康づくりに取り組みづらい」、「健診受診後のフォローまで手が回らない」、「研修会など、管内、県レベルで集まる健康づくり施策には参加しづらい」などの職場環境が明らかになった。

・「小規模事業所従業員が参加・実践しやすい」健康づくり施策の立案と、実施に向けて関係機関や自治体との共通認識・協働と適切な役割分担による取組が必要である。

(2)うま塩(減塩)、食育の取組

・家庭外で調理・加工された食事が日常化する中、飲食店等での健康情報や生活習慣病予防に効果のある食事の提供が求められる。

・管内では「野菜たっぷりメニュー」の提供など、利用者の健康づくりの支援に取り組む「健康応援団」に50店舗が登録している。

塩分の摂り過ぎ対策として、うま塩(減塩)メニューが提供できる店舗は現在4店舗であり、さらなる取組の推進が必要である。

・管内の「朝食を毎日食べる高校1年生」の割合は75%と、県平均と比較して低い。卒業後、一人暮らしなど生活スタイルも変化する中、食事を通して自らの健康管理ができるよう、食べ物を選ぶ力や料理ができる力を身につけるためのさらなる支援が必要である。

保健所が実施すべき対策

1 小規模事業所への健康づくり支援体制の構築

- (1)事業所へのアウトリーチ型の健康施策の実施
- (2)健康づくり支援体制の強化
- (3)健康づくりの実践を共有できる場づくり
- (4)市町村国保加入の事業所の健診受診体制整備への調整
- (5)小規模事業所が受診可能ながん検診の啓発・勧奨

2 他分野・多機関のネットワークを活用した健康づくりのアプローチ

- (1)労働基準監督署や商工会等のネットワークや機会を活用した事業所への支援の実践
- (2)ITの活用等、年代に応じた健康づくりメニューの推進

3 「うま塩」と「食育」の推進

- (1)飲食店等におけるうま塩(減塩)メニュー提供の推進と家庭等へのうま塩の普及啓発
- (2)高校生が健康な身体を維持するための食事の選択や料理ができるようになるための支援

目標指標

1 小規模事業所への健康づくり支援体制の構築

- (1)事業所へ出向いて行う健康づくりの相談・助言:15事業所
- (2)健康経営事業所の拡大
新規登録事業所数の増加:5事業所以上
健康経営認定事業所数の増加:2事業所以上
- (3)事業所連絡会開催:年2回
- (4)上記(1)や(3)を活用した市との協働による検診等の啓発

2 他分野・他機関のネットワークを活用した事業所への健康づくりのアプローチの検討と実践

- (1)商工会・商工会議所・労働基準監督署との協働による事業所への健康づくりに係る説明会:5回以上
- (2)健康情報の提供:登録事業所あてメール12回、市報各1回(計2回)、市ケーブルTV各1回(計2回)
- (3)地域職域健康づくり推進協議会開催:年2回

3 「うま塩」と「食育」の推進

- (1)「うま塩」メニュー提供店認定数の増加:3店舗
- (2)管内4つの高校における食育体験講座の実施や情報提供:各校1回以上
- (3)「うま塩」や「食育」に関する普及啓発:5回

I 健康寿命日本一に向けた取組

②地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携

現状と課題

- ・豊肥管内は、県内で最も高齢化率が高い地域である。医療や介護が必要な高齢者等を支えるためには、医療関係者と介護支援専門員等の職種間の連携を推進し、地域の実情に応じた支援体制を整備する必要がある。
- ・平成27年度までは豊肥地域在宅医療推進協議会を設置し、関係機関と協働した研修会の開催等に取り組んできたところである。今後は在宅医療と介護の連携推進に係る事業の実施主体が市町村となるため、これまでの協議会等の取組を各市の事業に円滑に移行するとともに、県としても引き続き各市や関係団体等と連携し、取組支援を積極的に進める必要がある。また昨年度は、医療と介護の連携を推進するため、関係者との協働により『病院と介護支援専門員の入退院時情報共有ルール(※)』を策定した。豊肥圏域における病院から居宅介護支援専門員への退院調整率は69.8%(平成27年7月調査時)であり、今後は情報共有ルールを定着させ、さらなる連携強化を図る必要がある。
- ・医療、看護、介護職に対する地域包括ケア・在宅医療にかかる研修等を行ってきた中で、関係者の意識・機運、職種間における連携促進の必要性への認識は着実に高まっている。今後は、多職種一体となった研修会の開催等による知識及び技術の修得と、在宅医療を必要とする住民への適切な支援体制づくりが必要である。

(※)入退院時情報共有ルールとは、患者の入退院時において、病院とケアマネジャーの相互が確実に情報共有と引き継ぎを行っていくための基本的なルールのこと。これによって、入院から在宅への切れ目のない支援の提供と、退院後の状態悪化予防を目指す。

保健所が実施すべき対策

- 1 在宅医療・介護連携推進事業の支援
 - (1)各市が実施する協議会や研修会、住民向け普及啓発等の事業企画・運営支援
 - (2)管内各市の広域連携・調整の場の設置
- 2 医療と介護の情報共有ルール運用・評価
 - (1)豊肥圏域における入退院時情報共有ルールの周知、運用状況の把握・検証
- 3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質向上
 - (1)医療、看護、介護職が住民の状態・ニーズに応じた支援の最新知識・技術を共有できるための研修開催

目標指標

- 1 在宅医療・介護連携推進事業の支援
 - (1)各市協議会への参画及び多職種連携研修会や市民公開講座等の企画・運営支援
 - (2)管内各市及び関係団体等の参加する広域連携会議等の開催：年1回以上
- 2 医療と介護の情報共有ルール運用・評価
 - (1)入退院時の情報共有に伴う連絡調整率の向上
- 3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質向上
 - (1)在宅医療・介護連携推進にかかる研修開催：年10回以上

現状と課題

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

- ・保健所は、食中毒や感染症、自然災害等による住民の健康を脅かす事態に対して、健康被害の発生防止や拡大防止等の対策を担う健康危機管理の拠点としての機能を充実する必要がある。
- ・2014年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行、2015年の韓国におけるMERSの流行、2016年のジカ熱等、近年、住民の健康を脅かす健康危機事案は増加している。万一の発生に備え、関係機関との連携強化及び所内外における体制整備の必要がある。
- ・社会福祉施設や病院等を対象とした感染症対策研修・実地指導により、施設から保健所への早期の相談・報告、保健所の迅速な対応へとつながっている。さらに、施設が主体的に感染予防・感染拡大防止の取組ができるための支援を継続する必要がある。
- ・管内には、県下で唯一の大規模食鳥処理場、及び、と畜場がある。これらの施設では、食肉等に起因する食中毒発生防止が重要であり、さらなる衛生確保を図るため、危害分析・重要管理点方式(以下HACCPと略)の導入に向けた衛生指導を行う必要がある。併せて、飲食店等に対しては、管内で平成23年から26年にかけて3件の食中毒が発生したことから、衛生講習会を通じて、工程管理及び衛生指導することが必要である。

保健所が実施すべき対策

- 1 関係機関との連携強化及び体制整備**
 - (1) 新型インフルエンザ等の健康危機事案の発生を想定したシミュレーションの実施
 - (2) 関係機関との健康危機連絡会議開催
 - (3) 感染症情報等に関するタイムリーな情報発信
- 2 結核をはじめとする、地域・病院・施設内感染対策の強化**
 - (1) 地域住民を対象とした結核研修会の開催
 - (2) 病院を対象とした結核研修会の開催
 - (3) 管内の中核的な病院と連携した、地域感染症対策研修会の開催
- 3 社会福祉施設等における食中毒・感染症対策**
 - (1) 社会福祉施設等を対象にした研修会の開催
- 4 食品による健康被害防止対策**
 - (1) 大規模食鳥処理場、と畜場、及び食品製造業者等に対する、HACCP導入に向けた工程管理の推進・指導
 - (2) 飲食店等に対する、HACCP導入に向けた工程管理等の衛生講習会実施

目標指標

- 1 関係機関との連携強化及び体制整備**
 - (1) 健康危機事案の発生を想定したシミュレーションの実施: 1回以上
 - (2) 健康危機連絡会議の開催: 1回以上
 - (3) 感染症情報の提供: ホームページ(毎週更新)、メール・FAXによる情報提供(随時)
- 2 結核をはじめとする、地域・病院・施設内感染対策の強化**
 - (1) 地域住民が集まるあらゆる機会を活用し、研修会を開催: 10回以上
 - (2) 病院内結核研修会の開催: 2回
 - (3) 地域感染症対策研修会の開催: 1回以上
- 3 社会福祉施設等における食中毒・感染症対策**
 - (1) 食中毒・感染症予防対策研修会の開催: 1回以上
- 4 食品による健康被害防止対策**
 - (1) 工程管理推進・指導施設数: 5施設
 - (2) 衛生講習会実施回数: 30回

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

(1) 地域活性化につながる環境保全活動の促進

- ・本県では、平成15年度から「ごみゼロおおいた作戦」を展開してきたが、作戦の牽引役である「ごみゼロおおいた推進隊」は近年減少し、平成27年度豊肥管内では10団体になっている。さらに、団体同士の交流不足や構成員の高齢化も加わり、活動は縮小する傾向にある。
- ・地域の特性を生かした環境保全活動を行う団体に対して、ネットワークを拡充するための交流促進や情報発信の場の提供などを支援する必要がある。
- ・地域住民の環境に関する意識を高め、主体的に行動する人材を育むために、あらゆる世代や家庭、学校、職場、地域などさまざまな場において専門家による環境教育を推進する必要がある。

(2) 豊かな水環境の創出

- ・豊肥管内の河川保全活動は、平成10年度から大野川流域の団体や個人で構成される大野川流域ネットワーキングにより活発な取組が継続されており、また、平成27年度には、大分川の支流である芹川において、飲食業、畜産業、学校等多種の団体で構成された芹川会議が設立され、取組が始まっている。
- ・両河川流域の住民が親しみを感じることができる豊かな水環境の創出には、生活排水や事業場排水の監視・指導を行うとともに、流域住民による河川の清掃・美化活動や水質検査・水生生物調査などの河川保全活動への積極的な参加が必要である。

保健所が実施すべき対策

1 地域活性化につながる環境保全活動の促進

- (1) 環境保全ネットワーク「地域連絡会」の開催
- (2) 環境教育推進のための専門家(環境教育アドバイザー)の派遣

2 豊かな水環境の創出

- (1) 事業場の排水対策推進を目的とした立入検査計画に基づく監視・指導
- (2) 流域住民による河川の清掃・美化活動への積極的な参加
- (3) 流域住民による水質検査・水生生物調査への支援

目標指標

1 地域活性化につながる環境保全活動の促進

- (1) 地域連絡会の開催: 1回
- (2) 環境教育アドバイザー派遣回数: 3回

2 豊かな水環境の創出

- (1) 特定事業場等の立入検査: 50件
- (2) 河川の清掃・美化活動への参加: 5回
- (3) 水質調査・水生生物調査への支援: 3回